

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、特別障害者手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和7年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当及び障害児福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく経過的福祉手当の支給に関する事務。</p> <p>【事務内容】 ・特別障害者手当及び障害児福祉手当の受給資格の認定請求の受理、審査及び認定結果の通知 ・各手当に係る所得状況届の受理、審査及び審査結果の通知 ・各手当に係る氏名・住所変更届、資格喪失届の受理及び資格喪失の通知</p>
③システムの名称	特別障害者手当等支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等に係る受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表 67項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92,93の項</p> <p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,19,29,42,80,92,125,146,158,161の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(学事文書課) 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話: 023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県健康福祉部障がい福祉課 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話: 023-630-2275
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特別障害者手当等の支給に関する事務について市町村へ委託しているが、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所含む3情報による照会を行うことを厳守している。人為的ミスが発生するリスクに対し複数人で確認を行う等対策を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特別障害者手当等支給システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 大滝 治雄	障がい福祉課長 秋葉 淳一郎	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成27年8月31日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成28年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成27年8月31日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 秋葉 淳一郎	障がい福祉課長 吉川 浩	事前	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成31年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 秋葉 淳一郎	障がい福祉課長	事前	
平成31年2月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年2月26日時点	事前	
平成31年2月26日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成31年2月26日時点	事前	
平成31年2月26日	IVリスク対策	新設	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	
令和2年9月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年12月31日時点	令和2年7月31日時点	事前	
令和2年9月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成30年12月31日時点	令和2年7月31日時点	事前	
令和7年3月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 ・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	新設	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	
令和7年3月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 ・最も優先度が高いと考えられる対策 ・当該対策は十分か ・判断の根拠	新設	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	
令和7年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 47項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条	・番号法別表 67項	事前	
令和7年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7項 別表第二 67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条 【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 19、26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条及び第44条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 92,93の項 【情報提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,19,29,42,80,92,125,146,158,161の項	事前	